

## 低入札価格調査制度における調査事務等の取扱いについて

〔 制 定：平成15年 1月 1日  
最終改正：平成30年 5月 1日 〕

### 1 低入札価格審議委員会の設置

基準設定内規の2の(6)のイに規定する審議を行うため、低入札価格審議委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

### 2 失格基準価格の設定

入札価格が、次の基準で得た額(以下「失格基準価格」という。)を満たさない場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあることから失格とする。

失格基準価格の基準は、次の(1)から(4)までに定める額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額とする。

なお、算定に当たっては、各部で定める調査基準価格及び最低制限価格算定における請負工事費構成費目の取扱いと同様とするものとする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

### 3 基準に満たない価格の入札者から徴する書面等

調査に当たっては、あらかじめ、失格基準価格以上の価格で、かつ、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者(以下「調査対象者」という。)から次に掲げる書面の提出を求めることとし、提出期限は支出負担行為担当者が適宜定めることができるものとする。

また、調査の過程において疑義を生じた場合などにおいて、確認が必要と認められるときは、適宜、参考となる資料の提出を求めるものとする。

#### (1) 入札価格内訳書

基準に満たない入札価格(以下「調査対象価格」という。)の工種別の妥当性等を確認するもので、調査対象価格を直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等(以下「各費用」という。)に区分したものである。

支出負担行為担当者は、調査対象者に「入札価格内訳書」記載様式を交付するとともに、各費用の内容を説明し、作成させること。

なお、総合評価落札方式一般競争入札の確実性審査及び施工体制評価において、「積算内訳説明書」が提出されている場合は、これに代えることができるものとする。

#### (2) 見積理由申出書(別記第1号様式)

調査対象価格で入札するに至った特殊事情等を確認するものである。

#### (3) 下請契約予定者名簿

工事の施工体制を確認するものであり、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項に規定する施工体制台帳に準じて作成させること。

#### (4) 工種別労務者配置計画書(別記第2号様式)

労務者の具体的供給見通しとの整合性及び工種別の労務者配置計画の妥当性を確認するものである。

#### (5) 建設副産物の搬出地等予定書(別記第3号様式)

建設副産物の搬出計画や受入れ価格の妥当性を確認するものである。

#### (6) 安全衛生管理体制等予定書(別記第4号様式)

工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等の妥当性等を確認するものである。

#### 4 調査事項

基準設定内規の2の(6)のアに掲げる事項の調査は、別紙1「調査事項細区分説明書」に記載する項目(以下「調査事項細区分」という。)により行う。

#### 5 調査等の実施

##### (1) 入札価格内訳書に基づく調査の実施

支出負担行為担当者は、各費用の額について調査する。

##### (2) 調査事項細区分による調査の実施

支出負担行為担当者は、(1)に基づく調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると判断された場合には、見積理由申出書に記載された特殊事情等について事実確認を行うとともに、適宜調査対象者からの事情聴取又は関係機関への照会等により、調査事項細区分について調査するものとする。

##### (3) 委員会による審議

委員会は、調査事項細区分による調査の内容について審議するものとし、別紙2「調査事項細区分別判定基準」により調査事項細区分ごとに適否の判定を行うものとし、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

なお、判定の結果、判定の対象となった調査事項細区分のすべてが適当であると判断された場合以外は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、支出負担行為担当者に報告するものとする。

##### (4) 調査実施フロー

調査の進め方等は、別紙3「調査実施フロー」のとおりとする。

#### 6 調査結果の記録

調査結果は、低入札価格調査書(別記第5号様式)に記録するものとする。

#### 7 承認又は不承認の決定

事務手続の第3の3の(2)に規定する承認又は不承認の決定は、委員会において、これを十分審議の上行うものとする。

また、委員会の審議に当たっては、必要に応じて委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

#### 8 入札結果等の公表に当たっての取扱い

調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について(平成13年6月1日付け施行)」の2の(2)のアの(ア)及び2の(2)のイの(ア)による公表の際に、契約締結決定内訳書の適用欄に「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

#### 9 工事監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置を採るものとする。

##### (1) 重点的な監督業務の実施

工事監督員は、当該工事に係る監督業務において、現地における検査・確認等を行う場合は、特に入念にこれを行うものとする。

また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。

##### (2) 労働安全担当部局との連携

支出負担行為担当者は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(別紙 1)

## 調査事項細区分説明書

### 1 契約対象工事付近における手持工事の状況

(1) 細区分の説明

見積理由申出書において、見積に当たっての特殊事情として申し出があった場合に調査する。契約対象工事付近において施工中の工事がある場合は、当該工事の仮設物件、労務者、重機等を有効活用することにより、通常考えられる価格より安価な見積が可能になるものと考えられる。

(2) 該当する調査事項

基準設定通達 2 の (6) のアの (ウ)

(3) 調査内容

申し出事実の確認を行う。

(4) 確認方法

発注者への直接確認、発注者支援システムの活用等

### 2 契約対象工事に関連する手持工事の状況

(1) 細区分の説明

見積理由申出書において、見積に当たっての特殊事情として申し出があった場合に調査する。1 の項目と同様の内容に加え、契約対象工事の現場条件等に精通している場合は、通常考えられる価格より安価な見積が可能になるものと考えられる。

(2) 該当する調査事項

基準設定通達 2 の (6) のアの (ウ)

(3) 調査内容

申し出事実の確認を行う。

(4) 確認方法

発注者への直接確認、発注者支援システムの活用等

### 3 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）

(1) 細区分の説明

見積理由申出書において、見積に当たっての特殊事情として申し出があった場合に調査する。契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)によっては、労務者、工事用資材、重機等の移動に要する経費面において有利なため、通常考えられる価格より安価な見積が可能になるものと考えられる。

(2) 該当する調査事項

基準設定通達 2 の (6) のアの (ウ)

(3) 調査内容

申し出事実の確認を行う。

(4) 確認方法

現地調査、現況図面等

### 4 手持資材等の状況

(1) 細区分の説明

見積理由申出書において、見積に当たっての特殊事情として申し出があった場合に調

査する。工事に必要な遊休資材等を大量に有している場合は、通常考えられる価格より安価な見積が可能になるものと考えられる。

- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(ウ)
- (3) 調査内容  
申し出事実の確認を行う。
- (4) 確認方法  
現地確認等

## 5 下請契約予定業者及び当該業者と入札者の関係（資材購入先を含む）

- (1) 細区分の説明  
調査必須項目  
建設業の生産システムは、総合的管理監督機能を担う総合建設業と直接施工機能を担う専門工事業の分業関係で成り立つことが多いという特殊性を有している。しかし、もともと安価な入札価格では下請予定契約金額も通常考えられる価格より安価になることが予想され、そうした場合は、下請契約の成立が危ぶまれるばかりか、元請業者の立場を利用した不当な下請取引の成立が危惧されるものである。そのため、確実な履行を確保する観点と不当な下請取引を未然に防ぐ観点から、あらかじめ提出された下請契約予定者名簿に基づき、下請契約予定業者の契約の意思を確認する。  
また、当該下請契約予定業者と入札者との関係が、例えばグループ企業である場合などは、通常考えられる価格より安価な見積が可能になることが考えられるため、見積理由申出書において、見積にあたっての特殊事情として申し出があった場合は、当該下請契約予定業者と入札者の関係について調査する。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(7)、(イ)、(ウ)
- (3) 調査内容  
下請契約予定者名簿に基づき、当該下請契約予定業者の契約の意思を確認する。この場合、元請の立場を利用した不当な取引となるおそれがないかについて併せて確認する。当該下請契約予定業者と入札者の関係において特殊事情がある場合は、その申し出事実の確認を行う。
- (4) 確認方法  
当該下請契約予定業者への直接確認、商業登記簿謄本閲覧等

## 6 手持機械数の状況

- (1) 細区分の説明  
見積理由申出書において、見積にあたっての特殊事情として申し出があった場合に調査する。遊休機械を大量に有している場合は、通常考えられる価格より安価な見積が可能になるものと考えられる。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(ウ)
- (3) 調査内容  
申し出事実の確認を行う。
- (4) 確認方法  
現地確認等

## 7 労務者の具体的供給見通し

### (1) 細区分の説明

#### 調査必須項目

もともと安価な入札価格では労務者の雇用に要する経費も通常考えられる価格より安価になることが予想され、そうした場合は、雇用契約の成立が危ぶまれるばかりか、元請業者の立場を利用した不当な雇用契約の成立が危惧されるものである。そのため、確実な履行を確保する観点と労働環境の悪化を未然に防ぐ観点から、労務者の具体的供給見通しについて確認する。

なお、前記5の調査と重複する場合は、前記5の調査と兼ねてもよい。

### (2) 該当する調査事項

基準設定通達の2の(6)のアの(7)、(イ)、(ウ)

### (3) 調査内容

下請契約予定者名簿及び事情聴取の結果に基づき、供給元の契約の意思を確認する。この場合、元請の立場を利用した不当な雇用条件となるおそれがないかについて併せて確認する。

### (4) 確認方法

供給元への直接確認、雇用契約書等

## 8 工種別労務者配置計画

### (1) 細区分の説明

労務者の具体的供給見通しと整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていることを確認する。

### (2) 該当する調査事項

基準通達2の(6)のアの(7)

### (3) 調査内容

前記7の調査結果に基づき、適切な施工が可能となる工種別労務者の配置となっているか確認する。

### (4) 確認方法

下請契約予定者名簿及び工種別労務者配置計画書により確認を行う。

## 9 建設副産物の搬出地

### (1) 細区分の説明

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受入れ価格が、建設副産物の受入れ予定会社が過去1年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

### (2) 該当する調査事項

基準通達2の(6)のアの(イ)

### (3) 調査内容

建設副産物搬出地等予定書等に基づき、適切な価格等となっているか確認する。

### (4) 確認方法

建設副産物搬出地等予定書、受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書、受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の

写しにより確認を行う。

## 10 安全衛生管理体制

### (1) 細区分の説明

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

### (2) 該当する調査事項

基準通達2の(6)のアの(オ)

### (3) 調査内容

安全衛生管理体制等予定書に基づき、適切な安全衛生管理体制となっているか確認する。

### (4) 確認方法

安全衛生管理体制等予定書の諸費用欄の「見込額」に記載した金額について、入札者（元請）が負担する場合は、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面により確認を行う。

また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書により、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しにより確認を行う。

## 11 過去に施工した公共工事名及び発注者

### (1) 細区分の説明

調査必須項目

過去に施工した公共工事がある場合、その工事名と発注者を特定し、当該公共工事の施工成績等を把握しようとするものである。

### (2) 該当する調査事項

基準設定通達2の(6)のアの(オ)

### (3) 調査内容

事情聴取の結果に基づき、施工の事実を確認する。

### (4) 確認方法

発注者への直接確認、発注者支援システム等

## 12 公共工事の成績状況等

### (1) 細区分の説明

前記11において公共工事の施工実績がある場合に調査する。施工した公共工事の成績状況等を確認することにより、契約対象工事の施工の現実性を判断しようとするものである。

### (2) 該当する調査事項

基準設定通達2の(6)のアの(オ)

### (3) 調査内容

施工した公共工事の施工成績、粗雑工事の有無等を確認する。

- (4) 確認方法  
発注者への直接確認

### 13 経営内容

- (1) 細区分の説明  
調査必須項目  
一企業の評価は、財務内容をはじめ人的要素、物的要素等を総合的に判断すべきものであるが、ここでは、客観的な数値をもって現れる財務内容をもとに、安全性（流動性）分析、損益分岐点分析等を行い、契約対象工事の確実な履行を確保するものである。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(イ)
- (3) 調査内容  
財務諸表若しくは経営事項審査結果等から、安全性（流動性）分析、損益分岐点分析等を行う。ただし、通常の民間取引においては取引相手の安全性等については確認されているものと考えられるので、前記5、7の調査において適正な取引が可能であることが認められる場合は、前記5、7の調査をもって本細区分の調査に代えることができるものとする。
- (4) 確認方法  
建設業許可行政庁での決算報告書の閲覧、必要に応じて外部専門家等への意見照会等

### 14 経営状況

- (1) 細区分の説明  
調査必須項目  
前記13の経営内容は過去のある時点における調査であるのに対して、現時点における経営状況を調査し、特に信用面において前記13の項目を補完するものである。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(イ)
- (3) 調査内容  
手形交換所における取引停止処分の有無、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立ての有無について調査する。
- (4) 確認方法  
保証会社への照会等

### 15 建設業法違反の有無

- (1) 細区分の説明  
調査必須項目  
建設業者が建設業法違反を行うことは許されるものではなく、法令を遵守した適切な施工を確保し、いわゆる不良不適格業者を排除する観点から、過去の建設業法違反の有無について調査を行う。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(オ)
- (3) 調査内容  
入札執行日から過去1年以内に受けた建設業法上の監督処分について調査する。建設業法上の監督処分とは、建設業法第28条に基づく指示又は営業停止処分、第29条及び第2



9条の2に基づく許可取消処分（第29条第1項第1～4号の規定による取消処分を除く。）、第29条の4に基づく営業禁止処分をいう。

なお、過去1年以内に限定するのは、13の項目に合わせたものである。

- (4) 確認方法  
建設業許可行政庁での監督処分簿閲覧等

## 16 賃金不払の状況

- (1) 細区分の説明  
調査必須項目  
賃金不払を未然に防止する観点から、過去の賃金不払の状況について調査を行う。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(イ)、(オ)

- (3) 調査内容  
入札執行日から過去1年以内に発生した賃金不払の状況について調査する。

なお、賃金不払とは、「労働基準法等の違反者に係る労働基準監督機関と建設業の許可行政間の相互通報制度（昭和47年9月30日付け労働省基監発第14号・建設省計建設発第176号労働省労働基準局監督課長、建設省計画局建設業課長了解事項）」により相互通報の対象となったものをいう。

また、同相互通報制度では随時の通報のほか過去1年以内の賃金不払が対象となっていること、経営事項審査項目の一つである賃金不払いの発生件数が過去1年以内のものを対象としていることから、本調査においても入札執行日から過去1年以内に発生したものを対象とすることとする。

- (4) 確認方法  
労働基準監督機関への照会による。  
なお、このことについては、北海道労働局との了解事項であるので、照会にあたっては、調査対象工事を所管する各部長を経由すること。

## 17 下請代金の支払遅延状況等

- (1) 細区分の説明  
調査必須項目  
下請代金の支払遅延等を未然に防ぐ観点から、過去の下請代金の支払遅延状況等を調査する。
- (2) 該当する調査事項  
基準設定通達の2の(6)のアの(イ)、(オ)

- (3) 調査内容  
入札執行日から過去1年以内に下請取引に関して独占禁止法違反があったとして公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたこと、又は違反の状態が是正されていないことについて調査する。

なお、過去1年以内に限定するのは、13の項目に合わせたものである。

- (4) 確認方法  
公正取引委員会公表資料の確認、主な協力会社への確認等

## 18 その他

適宜調査する。

## 調査事項細区分別判定基準

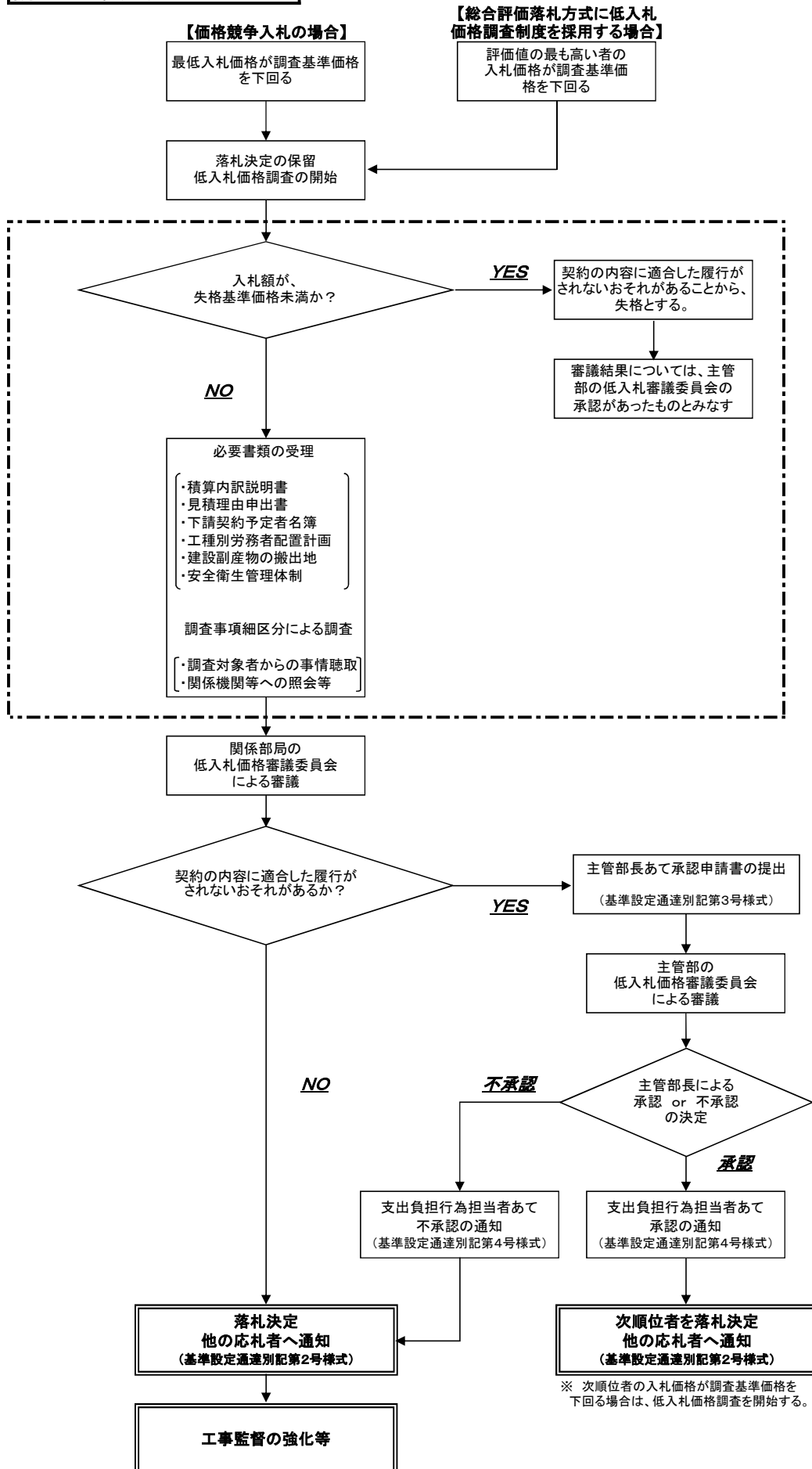
調査事項細区分	適否の判定基準	調査の要否
1 契約対象工事付近における手持工事の状況	申し出事実が確認されれば適当であると判断するものとする。	特殊事情として申し出があった場合調査を要する
2 契約対象工事に関連する手持工事の状況	申し出事実が確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
3 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）	申し出事実が確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
4 手持資材等の状況	申し出事実が確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
5 下請契約予定業者及び当該業者と入札者の関係（資材購入先を含む）	当該予定業者の契約の意思が確認されれば適当であると判断するものとする。 また、当該予定業者と入札者との関係において特殊事情がある場合は、申し出事実が確認されれば適当であると判断するものとする。 なお、明らかに不当な取引がなされると認められる場合は不適当であると判断するものとする。	調査必須項目
6 手持機械数の状況	申し出事実が確認されれば適当であると判断するものとする。	特殊事情として申し出があった場合調査を要する
7 労務者の具体的供給見通し	供給元の契約の意思が確認されれば適当であると判断するものとする。 なお、明らかに不当な雇用条件につながると認められる場合は不適当であると判断するものとする。	調査必須項目
8 工種別労務者配置計画	工事の内容に応じて、適切な施工が可能となる工種別労務者の配置が確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
9 建設副産物の搬出地	受入れ単価が、受入れ予定会社との取引実績を基礎として見積もられていることが確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
10 安全衛生管理体制	諸費用の見込額を入札者が負担する場合は、「計上した工種等」に記載された費目に見込額に記載された金額が計上されていることが、下請予定業者が負担する場合は、当該業者との取引実績を基礎として見積もられていることが確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
11 過去に施工した公共工事名及び発注者	事情聴取の内容が確認されれば適当であると判断するものとする。	同上
12 公共工事の成績状況等	粗雑工事等がなく概ね適正に履行されたことが確認されれば適当であると判断するものとする。	公共工事の施工実績がある場合調査を要する
13 経営内容	経営内容について安全性（流動性）などを総合的に評価する。 ただし、関係部局においては、調査事項細区分5及び7が適当と判断される場合は、それをもって適当と判断することができるものとする。	調査必須項目
14 経営状況	調査時点において、手形交換所における取引停止処分がなされている場合、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合は、不適当であると判断するものとする。	調査必須項目
15 建設業法違反の有無	過去1年以内に建設業法上の監督処分（※1）を受けた事実がある場合は不適当であると判断するものとする。	調査必須項目
16 賃金不払の状況	過去1年以内に賃金不払い（※2）の事実がある場合は不適当であると判断するものとする。	調査必須項目
17 下請代金の支払遅延状況等	過去1年以内に下請取引に関して独占禁止法に違反した事実がある場合（※3）は不適当であると判断するものとする。	調査必須項目
18 その他	適宜	適宜

※1 建設業法第28条に基づく指示又は営業停止処分、第29条及び第29条の2に基づく許可取消処分（第29条第1項第1～4号の規定による取消処分を除く。）、第29条の4に基づく営業禁止処分をいう。

※2 労働基準法第23、24条に違反するものとして、労働基準監督機関から是正の勧告等、直接指摘を受けたものをいう。

※3 下請取引に関して独占禁止法違反があったとして公正取引委員会から排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた場合、若しくは違反の状態が是正されていない場合をいう。

# 調査実施フロー



(別記第1号様式)

## 見積理由申出書

年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

住 所  
商号・名称  
代 表 者

印

年 月 日に執行した下記工事の入札における当社の入札価格の見積理由は、次のとおりです。

### 記

1 工 事 名

2 見積理由

(一般的な市場価格より安価な見積りができた特殊事情等を記載してください。)

工種別労働者配置計画書

工種	種別	職種別配置予定人数								計

記載要領

- 1 本様式には、入札者が確保する自社労働者及び下請労働者について、工種別に配置する労働者に関する計画を記載すること。
- 2 「職種別配置予定人数」欄は、毎年度国土交通省が発表する「公共工事設計労務単価」の職種ごとに、配置を予定している人数について記載すること。

添付書類

本様式に記載した職種ごとの配置計画書を添付すること。

(別記第3号様式)

建設副産物の搬出地等予定書

建設副産物	数量 (m <sup>3</sup> )	受入れ予定箇所	受入れ会社	受入れ価格 (単価)	運搬距離 (km)	備考

記載要領

- 1 契約対象工事で発生するすべての建設副産物について記載する。
- 2 「受入れ価格」の欄には、建設副産物の受入れ予定会社が受け入れる予定の金額で、当該会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価以上の金額等合理的かつ現実的なものを記載する。

添付書類

- 1 受入れ予定会社が押印した受入れ承諾書を添付する。
- 2 受入れ予定会社が押印した見積書及びその受入れ予定会社の取引実績（過去1年以内の受入れ実績に限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理的かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

安全衛生管理体制等予定書

実施事項	実施内容	実施頻度及び所要時間	実施責任者			参加予定者		諸費用							適用法令等	備考
			元請・下請区分	会社名所属	立 場	元 請	下 請	費用計上の有無	費用内容	費用負担(元請・下請)	計上した工種等	見込額	単価(千円)	数 量		

記載要領  
1 本様式は、工事に係る安全衛生管理のための教育、訓練等に関する事項について記載する。  
2 「諸費用」の欄は、「実施内容」の欄に記載した教育、訓練等のための取組に要する費用について記載するものとし、当該取組に要する費用を入札価格内訳書上見込んでいる場合に、「見込額」の欄には当該取組に要する費用の総額（契約対象工事について発注者から受け取る請負代金から支弁することを予定していない場合を含む。）を、「計上した工種等」の欄には入札価格内訳書の「工事区分・工種・種別・細目」のいずれに計上しているかを記載する。

添付書類  
本様式の「諸費用」の「見込額」に記載した金額を、入札者（元請）が負担する場合で、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されているかが入札価格内訳書に明示されていないときは、「計上した工種等」に記載した費目に当該金額が計上されていることを明らかにした書面を添付する。  
また、当該金額を下請予定業者が負担する場合は、下請代金の見積額のうち当該金額に係る内訳額が明らかにされた下請予定業者の見積書を添付するとともに、当該金額に関し、その下請予定業者が請け負った実績（過去1年以内のものに限る。）のある単価など見積書記載の金額の合理性かつ現実性を確認できる契約書等の写しを添付する。

(別記第5号様式 2葉のうち1枚目)

## 低 入 札 価 格 調 査 書

### 【調査対象工事等の概要】

入札年月日

最低価格入札者

工 事 名

入 札 金 額

### 【委員の確認】

委 員 長 : \_\_\_\_\_ (印)

委 員 : \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)

書 記 : \_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)

\_\_\_\_\_ (印)

### 【総合意見】

--

### 【失格基準価格による失格者】

### 【調査事項別調査結果】

別紙のとおり。

### 【調査方法】

#### 1 入札価格内訳書による調査

- (1) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額について調査を行い、「調査結果」欄に記載。 (調査)
- (2) 各費用毎に、適正な履行がされるかどうかの判定を行い「適正履行の判定」欄に記載。 (委員会審議)
- (3) 総合意見として、調査票による結果を「総合意見」欄に記載。 (委員会審議)
- (4) 各委員により確認の押印。 (委員会審議)

#### 2 調査事項細区分による調査

- (1) 調査事項細区分毎に、事情聴取等により内容調査を行い「調査結果」欄に記載。 (調査)
- (2) 調査事項細区分毎に、適正な履行がされるかどうかの判定を行い「適正履行の判定」欄に記載。 (委員会審議)
- (3) 全項目の調査終了後、総合意見を取りまとめ「総合意見」欄に記載。 (委員会審議)
- (4) 各委員により確認の押印。 (委員会審議)

※該当がない項目は記載不要。

※「確認方法」欄には、確認方法を簡潔に記載すること。(例:「事情聴取」、「保証会社への照会」など)

※委員以外の者の意見を求めた場合は、その書面を添付すること。

参考:「工事等における低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の基準の設定について(H14.10.29建情第493号)」に定める調査事項

調 査 事 項	調 査 目 的					
	入札価格の妥当性	履行の確実性① 物理的諸条件	履行の確実性② 経営状態等	労働環境の悪化防止	適正な元下関係の確保	その他
ア 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項	○	○		○	○	
イ アの適否	○	○		○	○	
ウ 特別な事由により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否	○	○				
エ 当該入札者の経営状態			○	○	○	
オ その他必要な事項	○	○	○	○	○	○



【調査内容】

1 入札価格内訳書による調査

該当する調査事項		調査事項細区分	調査結果	確認方法	適正履行の判定	
ア	イウエオ				適	否
	○	直接工事費			適	否
	○	共通仮設費			適	否
	○	現場管理費			適	否
	○	一般管理費等			適	否

2 調査事項細区分による調査

該当する調査事項		調査事項細区分	調査結果	確認方法	適正履行の判定	
ア	イウエオ				適	否
	○	契約対象工事付近における手持工事の状況			適	否
	○	契約対象工事に関連する手持工事の状況			適	否
	○	契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）			適	否
	○	手持資材等の状況			適	否
○	○	下請契約予定業者及び当該業者と入札者の関係（資材購入先を含む）			適	否
	○	手持機械数の状況			適	否
○	○	労務者の具体的供給見通し			適	否
○	○	工種別労務者配置計画			適	否
○	○	建設副産物の搬出地			適	否
	○	安全衛生管理体制			適	否
	○	過去に施工した公共工事名及び発注者			適	否
	○	公共工事の成績状況等			適	否
	○	経営内容			適	否
	○	経営状況			適	否
	○	建設業法違反の有無			適	否
	○	○	賃金不払の状況		適	否
	○	○	下請代金の支払遅延状況等		適	否
○	○	○	その他		適	否